

# 半 期 報 告 書

(第8期中) 自 平成18年7月1日  
至 平成18年12月31日

株式会社ブロードバンドタワー

(941783)



第8期中（自平成18年7月1日 至平成18年12月31日）

---

# 半 期 報 告 書

---

- 1 本書は半期報告書を証券取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社ブロードバンドタワー

# 目 次

	頁
第8期中 半期報告書	
【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	4
3 【関係会社の状況】 .....	4
4 【従業員の状況】 .....	4
第2 【事業の状況】 .....	5
1 【業績等の概要】 .....	5
2 【生産、受注及び販売の状況】 .....	7
3 【対処すべき課題】 .....	8
4 【経営上の重要な契約等】 .....	8
5 【研究開発活動】 .....	8
第3 【設備の状況】 .....	9
1 【主要な設備の状況】 .....	9
2 【設備の新設、除却等の計画】 .....	9
第4 【提出会社の状況】 .....	10
1 【株式等の状況】 .....	10
2 【株価の推移】 .....	22
3 【役員の状況】 .....	22
第5 【経理の状況】 .....	23
1 【中間連結財務諸表等】 .....	24
2 【中間財務諸表等】 .....	45
第6 【提出会社の参考情報】 .....	60
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	61
中間監査報告書 .....	巻末

## 【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年 3月16日

【中間会計期間】 第8期中(自 平成18年 7月 1日 至 平成18年12月31日)

【会社名】 株式会社ブロードバンドタワー

【英訳名】 BroadBand Tower, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中 村 高 根

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂四丁目 2番 6号  
住友不動産新赤坂ビル

【電話番号】 03-5573-8181(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 佐 藤 康 夫

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂四丁目 2番 6号  
住友不動産新赤坂ビル 7階

【電話番号】 03-5573-8181(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 佐 藤 康 夫

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所  
  
(大阪市中央区北浜一丁目 8番16号)

# 第一部 【企業情報】

## 第 1 【企業の概況】

### 1 【主要な経営指標等の推移】

#### (1) 連結経営指標等

回次	第 6 期中	第 7 期中	第 8 期中	第 6 期	第 7 期
会計期間	自 平成16年 7月1日 至 平成16年 12月31日	自 平成17年 7月1日 至 平成17年 12月31日	自 平成18年 7月1日 至 平成18年 12月31日	自 平成16年 7月1日 至 平成17年 6月30日	自 平成17年 7月1日 至 平成18年 6月30日
売上高 (千円)	—	3,275,008	4,166,479	—	7,294,063
経常利益 (千円)	—	358,906	478,445	—	950,413
中間(当期)純利益 (千円)	—	449,014	1,331,008	—	1,050,379
純資産額 (千円)	—	5,130,221	7,105,245	—	5,734,383
総資産額 (千円)	—	5,885,695	8,466,107	—	6,263,296
1株当たり純資産額 (円)	—	53,359.21	72,965.91	—	59,613.98
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	—	4,781.67	13,743.57	—	11,054.90
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	—	4,539.70	13,232.80	—	10,521.65
自己資本比率 (%)	—	87.2	84.0	—	91.6
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	373,041	2,216,940	—	1,059,288
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	△752,786	△2,182,502	—	△1,138,720
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	2,042,502	32,927	—	1,990,756
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高 (千円)	—	1,878,520	2,196,721	—	2,127,088
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (名)	—	57 〔 5〕	74 〔 4〕	—	63 〔 4〕

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第7期より連結財務諸表を作成しておりますので、それ以前については記載しておりません。

3 平成17年11月18日付をもって所有株式1株を5株に分割しております。なお、第7期及び第7期中間連結会計期間の1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額は、株式分割が期首に行われたものとして計算しております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第6期中	第7期中	第8期中	第6期	第7期
会計期間	自 平成16年 7月1日 至 平成16年 12月31日	自 平成17年 7月1日 至 平成17年 12月31日	自 平成18年 7月1日 至 平成18年 12月31日	自 平成16年 7月1日 至 平成17年 6月30日	自 平成17年 7月1日 至 平成18年 6月30日
売上高 (千円)	2,188,739	3,274,752	4,078,111	4,860,823	7,223,773
経常利益 (千円)	311,036	392,191	506,221	607,448	1,016,373
中間(当期)純利益 (千円)	345,236	481,260	1,358,000	613,463	1,114,329
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	1,203,050	2,215,905	2,234,947	1,206,530	2,215,905
発行済株式総数 (株)	16,689	96,145	97,315	16,729	96,145
純資産額 (千円)	1,997,980	5,162,467	7,194,320	2,266,206	5,795,536
総資産額 (千円)	3,138,565	5,905,326	8,539,975	3,312,792	6,300,334
1株当たり純資産額 (円)	119,718.39	53,694.60	73,900.43	135,465.77	60,279.13
1株当たり中間(当期) 純利益 (円)	20,781.47	5,125.07	14,022.29	36,800.81	11,727.95
潜在株式調整後1株当 り中間(当期)純利益 (円)	—	4,865.72	13,501.16	—	11,162.23
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	63.7	87.4	84.3	68.4	92.0
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	414,041	—	—	813,494	—
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△256,688	—	—	△504,008	—
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△17,316	—	—	△227,893	—
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高 (千円)	274,207	—	—	215,763	—
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (名)	44 〔7〕	55 〔4〕	71 〔4〕	49 〔8〕	61 〔4〕

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第6期及び第6期中間会計期間の持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しますが、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

3 第6期及び第6期中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、新株予約権の残高がありますが、当社株式が非上場であり、期中平均株価の算出が困難であるため記載しておりません。

4 平成17年11月18日付をもって所有株式1株を5株に分割しております。なお、第7期及び第7期中間会計期間の1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額は、株式分割が期首に行われたものとして計算しております。

5 第7期より連結財務諸表を作成しているため、第7期中間会計期間以降の持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高は記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループが営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。  
また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 事業の種類別セグメントにおける従業員数

平成18年12月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)
プラットフォーム事業	44 (1)
メディアソリューション事業	10 (1)
全社(共通)	20 (2)
合計	74 (4)

- (注) 1 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。
- 2 臨時従業員数は、派遣社員及びアルバイトを含む人員であり、(外書)に当中間連結会計期間の平均雇用人員を記載しております。
- 3 全社(共通)は、管理部門の従業員であります。
- 4 組織拡大及び業容拡大に伴う採用人員の増加により、従業員数が前連結会計年度末と比べて11名増加しております。
- 5 当中間連結会計期間より、データセンター事業からプラットフォーム事業へ、ブロードバンド配信事業からメディアソリューション事業へ、事業の種類別セグメントの名称を変更しております。

### (2) 提出会社の状況

平成18年12月31日現在

従業員数(名)	71 (4)
---------	--------

- (注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。
- 2 臨時従業員数は、派遣社員を含む人員であり、(外書)に当中間会計期間の平均人員を記載しております。
- 3 組織拡大及び業容拡大に伴う採用人員の増加により、従業員数が前事業年度末と比べて10名増加しております。

### (3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国の経済は、米国景気減速等による不安要因を抱えつつも、企業収益の改善に伴う堅調な設備投資や雇用情勢の改善に支えられ底堅く推移し、景気は穏やかながらも拡大基調を続けました。

当社を取り巻くインターネット市場におきましては、依然として国内のブロードバンド化の進展が継続的に伸長しております。総務省の発表によると、平成18年9月末時点におけるブロードバンドの契約数は2,500万件を超えており、更にブロードバンド環境におけるFTTH (Fiber To The Home) の契約数が700万件を突破し過去8年間にわたり増加傾向にあることなどから、特に高速のブロードバンド環境の普及が急速に進んでいる状況であります。また、移動体端末（携帯電話）のインターネット接続サービス契約数は、平成18年9月末時点で8,400万件を超えており、第3世代の携帯電話の普及により移動体端末におけるブロードバンド環境についても急速に整備されている状況です。このような環境におきまして、インターネット利用者のすそ野拡大に対応した新しいコンセプト「Web2.0<sup>1</sup>」の概念のもと、平成16年頃より急増し始めたブログ<sup>2</sup>やSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）<sup>3</sup>に代表される利用者参加型、消費者発信型メディアによる情報発信形態が益々多様化することにより、今後消費者を起点とする情報流通が市場においてさらに影響力を強めていくと予想されます。また、他方2007年問題として認知されているように、本年よりいわゆる団塊の世代に属する労働者の一斉退職に起因する、メインフレーム系コンピュータからオープン系コンピュータへのシステム移行の加速化などにより、今後インターネット市場におけるデータセンターの需要はより一層増加していく見込みです。

こうした中、当社は、ブロードバンド環境において様々なサービスを提供する事業者に対し、堅牢かつ快適なデータセンター環境と高品質で高速なインターネット接続を中心にデータセンターサービスを提供してまいりました。これらのサービスに加え、企業のシステム運用までをカバーするマネージドホスティングサービスや、次世代対応クラスタストレージ製品Isilon IQシリーズの販売を開始するなど、高付加価値型ソリューションサービスの本格的な提供に乗り出しました。

この結果、当中間連結会計期間におけるプラットフォーム事業の売上高は、3,982百万円（前年同期比33.6%増）となり、当社においての中核事業として、また安定的な収益基盤として着実な成長を遂げております。

一方メディアソリューション事業においては、ネットシネマ事業からの撤退により売上高は減少いたしました。放送局のストリーミング配信<sup>4</sup>等のブロードバンドコンテンツの配信サービスにおいて一定の成果を得ることができました。また、当社連結子会社(株)ビービーエフによるアパレル企業に対するECシステム構築支援・運用サービスの売上高は順調に伸長しております。

この結果、当中間連結会計期間におけるメディアソリューション事業の売上高は、184百万円（前年同期比37.3%減）となりました。

以上の結果、当中間連結会計期間における当社グループの売上高は4,166百万円（前年同期比27.2%増）、営業利益は478百万円（前年同期比26.2%増）、経常利益は478百万円（前年同期比33.3%増）、中間純利益は1,331百万円（前年同期比196.4%増）となり、事業の順調な伸びを示しております。

[用語解説]

<sup>1</sup>Web2.0 :

基本的に一方向で情報を提供する第一世代のインターネットサービスに対して、参加型のブログやSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)、ファイル交換ソフトなど双方向性を基本とする技術要素を組み合わせ実現している第二世代のインターネットサービスや形態。

<sup>2</sup>ブログ :

個人や数人のグループで運営され、日々更新される日記的なWebサイトの総称。専門的トピックスに関して自らの専門や立場に根ざした分析や意見を表明したり、他のサイトの著者と議論したりする形式が多く、従来からある単なる日記サイト(個人の行動記録等)とは区別されることが多い。

<sup>3</sup>SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス) :

参加者が互いに友人・知人を紹介しあって、新たな交友・交流関係を広げることを目的に開設されたコミュニティ型のWebサイト。

<sup>4</sup>ストリーミング配信 :

インターネット等のネットワークを通じて映像や音声などのマルチメディアデータを視聴する際に、データを受信しながら同時に再生を行うことが可能な配信形態。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、前連結会計年度末に比べ69百万円増加し、2,196百万円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により獲得した資金は2,216百万円(前年同期比494.3%増)となりました。これは主に、税金等調整前中間純利益2,234百万円、減価償却費204百万円等の増加要因に対し、売上債権の増加額224百万円等の減少要因があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は2,182百万円(前年同期比189.9%増)となりました。これは主に、有価証券の取得による支出1,098百万円に加え、データセンター増床のための有形固定資産の取得による支出843百万円、関係会社株式の取得による支出136百万円があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により獲得した資金は32百万円(前年同期比98.4%減)となりました。これは主に、新株の発行による収入37百万円があったことによるものであります。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当社グループは、生産に該当する事項がないため、生産実績に関する記載はしていません。

### (2) 受注実績

当社グループは、受注生産を行っていませんので、受注実績に関する記載はしていません。

### (3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当中間連結会計期間 自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日	
	金額(千円)	前年同期比(%)
プラットフォーム事業	3,982,226	+33.6
メディアソリューション事業	184,252	△37.3
合計	4,166,479	+27.2

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。  
 2 当中間連結会計期間より、データセンター事業からプラットフォーム事業へ、ブロードバンド配信事業からメディアソリューション事業へ、事業の種類別セグメントの名称を変更しております。  
 3 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前中間連結会計期間 自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日		当中間連結会計期間 自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
ヤフー株式会社	2,093,085	63.9	2,698,951	64.8

- 4 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### 3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

### 4 【経営上の重要な契約等】

株式会社ブロードバンドタワーPEとの合併

当社は、平成18年8月23日開催の取締役会において、当社の子会社である株式会社ブロードバンドタワーPEを吸収合併することについて決議し、平成18年8月25日当該合併契約書に調印いたしました。

合併の概要は以下のとおりであります。

#### (1) 合併の目的

株式会社ブロードバンドタワーPEは、プラットフォーム事業における付加価値サービスであるマネージドホスティング、ソリューションサービス等を提供しております。これらの事業は、当社にて推進しているプラットフォーム事業との事業統合を行うことでより効率的に事業展開が可能となるとの経営判断に至り合併いたしました。

#### (2) 合併の方法

当社を存続会社とする吸収合併(簡易合併・略式合併)方式であります。

#### (3) 合併の期日

平成18年10月1日

#### (4) 合併比率ならびに合併交付金

当社の完全子会社との合併であり、新株式の発行及び資本金の増加ならびに合併交付金の支払いはありません。

#### (5) 被合併会社の合併時の資産・負債の状況(平成18年9月30日現在)

当社は、合併期日において、株式会社ブロードバンドタワーPEの資産、負債及び権利業務の一切を引き継いでおります。

資産		負債	
科目	金額(千円)	科目	金額(百万円)
流動資産	44,229	流動負債	3,557
資産合計	44,229	負債合計	3,557

### 5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### 2 【設備の新設、除却等の計画】

##### (1) 重要な設備計画の変更

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

##### (2) 重要な設備計画の完了

前連結会計年度末に計画していた設備計画のうち、当中間連結会計期間に完了したものは、次のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの名称	設備の内容	投資額(千円)	完了年月
提出会社	本社 (東京都港区)	—	本社機能 情報関連機器	8,130	平成18年10月
		プラットフォーム事業	ソリューション機器	33,223	平成18年10月
		メディアソリューション事業	配信システム等	8,080	平成18年10月
	第一サイト (東京都千代田区)	プラットフォーム事業	ファシリティ設備	19,280	平成18年12月
			ネットワーク機器	29,897	平成18年12月
	第二サイト (東京都品川区)	プラットフォーム事業	ファシリティ設備	527	平成18年12月
	第三サイト (東京都目黒区)	プラットフォーム事業	ファシリティ設備	20,409	平成18年12月
			ネットワーク機器	31,776	平成18年11月
			ソリューション機器	23,074	平成18年12月
	SJMDC (岐阜県大垣市)	プラットフォーム事業	ファシリティ設備	112,627	平成18年11月

(注) 1 当中間連結会計期間より、データセンター事業をプラットフォーム事業へ、ブロードバンド配信事業をメディアソリューション事業へ、事業の種類別セグメントの名称を変更しております。

2 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

##### (3) 重要な設備の新設等

当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設等はありません。

##### (4) 重要な設備の除却等

当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の除却等はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	320,000
計	320,000

##### ② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (平成18年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年3月16日)	上場証券取引所名又 は登録証券業協会名	内容
普通株式	97,315	97,560	大阪証券取引所 (ニッポン・ニュー ・マーケット 「ヘラクレス」)	—
計	97,315	97,560	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成19年3月1日から提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

#### (2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

##### ① 平成16年6月28日臨時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成18年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年2月28日)
新株予約権の数(個)	497 (注) 1	455
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,485 (注) 1, 5	2,275
新株予約権の行使時の払込金額(円)	32,043 (注) 2, 5	同左
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日から 平成23年6月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 32,043 資本組入額 16,022 (注) 5	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 3	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整されるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が本新株予約権の行使価額を下回る価額で当社普通株式につき、新株を発行または自己株式を処分するときは(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く)、次の算式により株式数を調整し、調整により生ずる1株の100分の1未満の端数は切り捨てることとします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

調整前行使価額は、2記載の調整前の行使価額を、調整後行使価額は同調整後の行使価額を意味します。上記の他、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、その他、株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、株式数は適切に調整されるものとします。

- 2 当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げることとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が新株予約権の行使価額を下回る価額で当社普通株式につき、新株を発行または自己株式を処分するときは(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げることとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「調整前行使価額」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとします。

上記の他、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、その他、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとします。

- 3 新株予約権の行使条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- ① 自己都合により辞任及び退職した場合には、新株予約権を行使できない。
- ② 新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、使用人、その他これに準ずる地位にあることを要する。
- ③ 上記②の地位を喪失した場合でも、以下の各号に定める事由に基づく場合には、新株予約権を行使できるものとする。
  - (ア) 対象者である当社の取締役、監査役が、任期満了を理由に退任した場合
  - (イ) 対象者である当社の使用人が、会社都合により転籍した場合
  - (ウ) 対象者である当社の使用人が、定年退職した場合
  - (エ) 対象者である当社の使用人が、会社都合または業務上の疾病により解雇された場合
- ④ 対象者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、相続人は新株予約権を行使できない。尚、対象者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合には、相続人が新株予約権を行使することができるものとする。
- ⑤ その他の権利行使の条件は、本株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権の対象者との間で締結する「第1回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- ⑥ 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。

- 4 新株予約権の消却事由及び条件は次のとおりであります。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案について、株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。
- ② 当社普通株式がいずれかの証券取引所に上場あるいは日本証券業協会に店頭登録された場合の終値が、新株予約権の行使に際して払込むべき1株当たりの金額(調整を行う場合は、調整後の行使価額)の2分の1を継続して1年間下回るときは、新株予約権全てを無償にて消却することができる。
- ③ 新株予約権は、対象者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合、無償で消却することができる。
- ④ その他の消却事由及び条件については、本株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権の対象者との間で締結する「第1回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

- 5 平成17年9月9日開催の取締役会決議に基づき平成17年11月18日付をもって普通株式1株を5株に株式分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

- 6 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転(以下、「当該株式交換等」という)を行うときは、新株予約権にかかる義務を当該株式交換等により完全親会社となる会社に承継させる。ただし、当該株式交換にかかる株式交換契約書または当該株式移転にかかる株主総会決議において①に定める方針に沿った内容の定めがなされた場合に限る。

① 承継される新株予約権の内容の決定方針

- (ア) 目的たる完全親会社の株式の種類  
完全親会社が当該株式交換等に伴い発行する株式と同種類の株式。
- (イ) 目的たる完全親会社の株式の数  
当該株式交換等の比率に応じて調整するものとし、調整後1株未満の端数は切り捨てる。
- (ウ) 権利行使に際して払い込むべき額  
承継前における価額と同額。
- (エ) 権利行使期間  
承継前における権利行使期間に同じ。
- (オ) その他の権利行使の条件  
原則として承継前における権利行使の条件と同じとし、詳細については当該株式交換等の際に当社の取締役会において定めるものとする。
- (カ) 消却事由及び消却条件  
原則として承継前における消却事由・消却条件と同じとし、詳細については当該株式交換等の際に当社の取締役会において定めるものとする。
- (キ) 新株予約権の譲渡制限  
完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

② 平成16年12月22日臨時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成18年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年2月28日)
新株予約権の数(個)	105 (注) 1	89
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	525 (注) 1, 5	445
新株予約権の行使時の払込金額(円)	34,800 (注) 2, 5	同左
新株予約権の行使期間	平成18年12月23日から 平成23年12月22日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 34,800 資本組入額 17,400 (注) 5	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 3	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整されるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が本新株予約権の行使価額を下回る価額で当社普通株式につき、新株を発行または自己株式を処分するときは(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く)、次の算式により株式数を調整し、調整により生ずる1株の100分の1未満の端数は切り捨てることとします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

調整前行使価額は、2欄記載の調整前の行使価額を、調整後行使価額は同調整後の行使価額を意味します。上記の他、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、その他、株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、株式数は適切に調整されるものとします。

2 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が新株予約権の行使価額を下回る価額で当社普通株式につき、新株を発行または自己株式を処分するときは(新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「調整前行使価額」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとします。

上記の他、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、その他、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとします。

- 3 新株予約権の行使条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。
  - ① 自己都合により辞任及び退職した場合には、新株予約権を行使できない。
  - ② 新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、使用人、その他これに準ずる地位にあることを要する。
  - ③ 上記②の地位を喪失した場合でも、以下の各号に定める事由に基づく場合には、新株予約権を行使できるものとする。
    - (ア) 対象者である当社の取締役、監査役が、任期満了を理由に退任した場合
    - (イ) 対象者である当社の使用人が、会社都合により転籍した場合
    - (ウ) 対象者である当社の使用人が、定年退職した場合
    - (エ) 対象者である当社の使用人が、会社都合または業務上の疾病により解雇された場合
  - ④ 対象者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、相続人は新株予約権を行使できない。尚、対象者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合には、相続人が新株予約権を行使できるものとする。
  - ⑤ その他の権利行使の条件は、本株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権の割当予定者との間で締結する「第2回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
  - ⑥ 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
- 4 新株予約権の消却事由及び条件は次のとおりであります。
  - ① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案について、株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。
  - ② 当社普通株式がいずれかの証券取引所に上場あるいは日本証券業協会に店頭登録された場合の終値が、新株予約権の行使に際して払込むべき1株当たりの金額(調整を行う場合は、調整後の行使価額)の2分の1を継続して1年間下回るときは、新株予約権全てを無償にて消却することができる。
  - ③ 新株予約権は、対象者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合、無償で消却することができる。
  - ④ その他の消却事由及び条件については、本株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権の割当予定者との間で締結する「第2回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- 5 平成17年9月9日開催の取締役会決議に基づき平成17年11月18日付をもって普通株式1株を5株に株式分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
- 6 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転(以下、「当該株式交換等」という)を行うときは、新株予約権にかかる義務を当該株式交換等により完全親会社となる会社に承継させる。ただし、当該株式交換にかかる株式交換契約書または当該株式移転にかかる株主総会決議において①に定める方針に沿った内容の定めがなされた場合に限る。
  - ① 承継される新株予約権の内容の決定方針
    - (ア) 目的たる完全親会社の株式の種類  
完全親会社が当該株式交換等に伴い発行する株式と同種類の株式。
    - (イ) 目的たる完全親会社の株式の数  
当該株式交換等の比率に応じて調整するものとし、調整後1株未満の端数は切り捨てる。
    - (ウ) 権利行使に際して払い込むべき額  
承継前における価額と同額。
    - (エ) 権利行使期間  
承継前における権利行使期間に同じ。
    - (オ) その他の権利行使の条件  
原則として承継前における権利行使の条件と同じとし、詳細については当該株式交換等の際に当社の取締役会において定めるものとする。
    - (カ) 消却事由及び消却条件  
原則として承継前における消却事由・消却条件と同じとし、詳細については当該株式交換等の際に当社の取締役会において定めるものとする。
    - (キ) 新株予約権の譲渡制限  
完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

③ 平成17年3月17日臨時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成18年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年2月28日)
新株予約権の数(個)	96 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	480 (注) 1, 5	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	34,800 (注) 2, 5	同左
新株予約権の行使期間	平成19年3月18日から 平成24年3月17日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 34,800 資本組入額 17,400 (注) 5	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 3	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整されるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が本新株予約権の行使価額を下回る価額で当社普通株式につき、新株を発行または自己株式を処分するときは(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く)、次の算式により株式数を調整し、調整により生ずる1株の100分の1未満の端数は切り捨てることとします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

調整前行使価額は、2記載の調整前の行使価額を、調整後行使価額は同調整後の行使価額を意味します。上記の他、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、その他、株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、株式数は適切に調整されるものとします。

2 当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げることとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が新株予約権の行使価額を下回る価額で当社普通株式につき、新株を発行または自己株式を処分するときは(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げることとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「調整前行使価額」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとします。

上記の他、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、その他、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとします。

3 新株予約権の行使条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

① 自己都合により辞任及び退職した場合には、新株予約権を行使できない。

② 新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、使用人、その他これに準ずる地位にあることを要する。

③ 上記②の地位を喪失した場合でも、以下の各号に定める事由に基づく場合には、新株予約権を行使できるものとする。

(ア) 対象者である当社の取締役、監査役が、任期満了を理由に退任した場合

(イ) 対象者である当社の使用人が、会社都合により転籍した場合

(ウ) 対象者である当社の使用人が、定年退職した場合

(エ) 対象者である当社の使用人が、会社都合または業務上の疾病により解雇された場合

- ④ 対象者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、相続人は新株予約権を行使できない。尚、対象者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合には、相続人が新株予約権を行使することができるものとする。
- ⑤ その他の権利行使の条件は、本株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権の割当予定者との間で締結する「第3回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- ⑥ 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
- 4 新株予約権の消却事由及び条件は次のとおりであります。
- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案について、株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。
- ② 当社普通株式がいずれかの証券取引所に上場あるいは日本証券業協会に店頭登録された場合の終値が、新株予約権の行使に際して払込むべき1株当たりの金額(調整を行う場合は、調整後の行使価額)の2分の1を継続して1年間下回るときは、新株予約権全てを無償にて消却することができる。
- ③ 新株予約権は、対象者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合、無償で消却することができる。
- 5 平成17年9月9日開催の取締役会決議に基づき平成17年11月18日付をもって普通株式1株を5株に株式分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
- 6 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転(以下、「当該株式交換等」という)を行うときは、新株予約権にかかる義務を当該株式交換等により完全親会社となる会社に承継させる。ただし、当該株式交換にかかる株式交換契約書または当該株式移転にかかる株主総会決議において①に定める方針に沿った内容の定めがなされた場合に限る。
- ① 承継される新株予約権の内容の決定方針
- (ア) 目的たる完全親会社の株式の種類  
完全親会社が当該株式交換等に伴い発行する株式と同種類の株式。
- (イ) 目的たる完全親会社の株式の数  
当該株式交換等の比率に応じて調整するものとし、調整後1株未満の端数は切り捨てる。
- (ウ) 権利行使に際して払い込むべき額  
承継前における価額と同額。
- (エ) 権利行使期間  
承継前における権利行使期間に同じ。
- (オ) その他の権利行使の条件  
原則として承継前における権利行使の条件と同じとし、詳細については当該株式交換等の際に当社の取締役会において定めるものとする。
- (カ) 消却事由及び消却条件  
原則として承継前における消却事由・消却条件と同じとし、詳細については当該株式交換等の際に当社の取締役会において定めるものとする。
- (キ) 新株予約権の譲渡制限  
完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

④ 平成17年3月25日臨時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成18年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年2月28日)
新株予約権の数(個)	8 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	40 (注) 1, 5	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	34,800 (注) 2, 5	同左
新株予約権の行使期間	平成19年3月26日から 平成24年3月25日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 34,800 資本組入額 17,400 (注) 5	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 3	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6	同左

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1 株であります。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整されるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が本新株予約権の行使価額を下回る価額で当社普通株式につき、新株を発行または自己株式を処分するときは(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く)、次の算式により株式数を調整し、調整により生ずる 1 株の 100 分の 1 未満の端数は切り捨てることとします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

調整前行使価額は、2 記載の調整前の行使価額を、調整後行使価額は同調整後の行使価額を意味します。上記の他、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、その他、株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、株式数は適切に調整されるものとします。

- 2 当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げることとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が新株予約権の行使価額を下回る価額で当社普通株式につき、新株を発行または自己株式を処分するときは(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げることとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「調整前行使価額」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとします。

上記の他、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、その他、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとします。

- 3 新株予約権の行使条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- ① 自己都合により辞任及び退職した場合には、新株予約権を行使できない。
- ② 新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、使用人、その他これに準ずる地位にあることを要する。
- ③ 上記②の地位を喪失した場合でも、以下の各号に定める事由に基づく場合には、新株予約権を行使できるものとする。
  - (ア) 対象者である当社の取締役、監査役が、任期満了を理由に退任した場合
  - (イ) 対象者である当社の使用人が、会社都合により転籍した場合
  - (ウ) 対象者である当社の使用人が、定年退職した場合
  - (エ) 対象者である当社の使用人が、会社都合または業務上の疾病により解雇された場合
- ④ 対象者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、相続人は新株予約権を行使できない。尚、対象者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合には、相続人が新株予約権を行使することができるものとする。
- ⑤ その他の権利行使の条件は、本株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権の割当予定者との間で締結する「第 4 回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- ⑥ 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。

- 4 新株予約権の消却事由及び条件は次のとおりであります。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案について、株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。
- ② 当社普通株式がいずれかの証券取引所に上場あるいは日本証券業協会に店頭登録された場合の終値が、新株予約権の行使に際して払込むべき 1 株当たりの金額(調整を行う場合は、調整後の行使価額)の 2 分の 1 を継続して 1 年間下回るときは、新株予約権全てを無償にて消却することができる。
- ③ 新株予約権は、対象者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合、無償で消却することができる。
- ④ その他の消却事由及び条件については、本株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権の割当予定者との間で締結する「第 4 回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

- 5 平成 17 年 9 月 9 日開催の取締役会決議に基づき平成 17 年 11 月 18 日付をもって普通株式 1 株を 5 株に株式分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

- 6 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転（以下、「当該株式交換等」という）を行うときは、新株予約権にかかる義務を当該株式交換等により完全親会社となる会社に承継させる。ただし、当該株式交換にかかる株式交換契約書または当該株式移転にかかる株主総会決議において①に定める方針に沿った内容の定めがなされた場合に限る。

① 承継される新株予約権の内容の決定方針

- (ア) 目的たる完全親会社の株式の種類  
完全親会社が当該株式交換等に伴い発行する株式と同種類の株式。
- (イ) 目的たる完全親会社の株式の数  
当該株式交換等の比率に応じて調整するものとし、調整後1株未満の端数は切り捨てる。
- (ウ) 権利行使に際して払い込むべき額  
承継前における価額と同額。
- (エ) 権利行使期間  
承継前における権利行使期間に同じ。
- (オ) その他の権利行使の条件  
原則として承継前における権利行使の条件と同じとし、詳細については当該株式交換等の際に当社の取締役会において定めるものとする。
- (カ) 消却事由及び消却条件  
原則として承継前における消却事由・消却条件と同じとし、詳細については当該株式交換等の際に当社の取締役会において定めるものとする。
- (キ) 新株予約権の譲渡制限  
完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

⑤ 平成17年9月21日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成18年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年2月28日)
新株予約権の数(個)	158 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	790 (注) 1, 5	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	489,000	同左
新株予約権の行使期間	平成20年3月23日から 平成25年3月22日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 489,000 資本組入額 244,500	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 3	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整されるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が本新株予約権の行使価額を下回る価額で当社普通株式につき、新株を発行または自己株式を処分するときは(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く)、次の算式により株式数を調整し、調整により生ずる1株の100分の1未満の端数は切り捨てることとします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

調整前行使価額は、2記載の調整前の行使価額を、調整後行使価額は同調整後の行使価額を意味します。上記の他、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、その他、株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、株式数は適切に調整されるものとします。

- 2 当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げることとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が新株予約権の行使価額を下回る価額で当社普通株式につき、新株を発行または自己株式を処分するときは(新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げることとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「調整前行使価額」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとします。

上記の他、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、その他、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとします。

3 新株予約権の行使条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- ① 自己都合により辞任及び退職した場合には、新株予約権を行使できない。
- ② 新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、使用人、その他これに準ずる地位にあることを要する。
- ③ 上記②の地位を喪失した場合でも、以下の各号に定める事由に基づく場合には、新株予約権を行使できるものとする。
  - (ア) 対象者である当社の取締役、監査役が、任期満了を理由に退任した場合
  - (イ) 対象者である当社の使用人が、会社都合により転籍した場合
  - (ウ) 対象者である当社の使用人が、定年退職した場合
  - (エ) 対象者である当社の使用人が、会社都合または業務上の疾病により解雇された場合
- ④ 対象者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、相続人は新株予約権を行使できない。尚、対象者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合には、相続人が新株予約権を行使できるものとする。
- ⑤ その他の権利行使の条件は、本株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権の割当予定者との間で締結する「第5回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- ⑥ 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。

4 新株予約権の消却事由及び条件は次のとおりであります。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案について、株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。
  - ② 当社普通株式がいずれかの証券取引所に上場あるいは日本証券業協会に店頭登録された場合の終値が、新株予約権の行使に際して払込むべき1株当たりの金額(調整を行う場合は、調整後の行使価額)の2分の1を継続して1年間下回るときは、新株予約権全てを無償にて消却することができる。
  - ③ 新株予約権は、対象者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合、無償で消却することができる。
  - ④ その他の消却事由及び条件については、本株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権の割当予定者との間で締結する「第5回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- 5 平成17年9月9日開催の取締役会決議に基づき平成17年11月18日付をもって普通株式1株を5株に株式分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」が調整されております。
- 6 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転(以下、「当該株式交換等」という)を行うときは、新株予約権にかかる義務を当該株式交換等により完全親会社となる会社に承継させる。ただし、当該株式交換にかかる株式交換契約書または当該株式移転にかかる株主総会決議において①に定める方針に沿った内容の定めがなされた場合に限る。
- ① 承継される新株予約権の内容の決定方針
    - (ア) 目的たる完全親会社の株式の種類  
完全親会社が当該株式交換等に伴い発行する株式と同種類の株式。
    - (イ) 目的たる完全親会社の株式の数  
当該株式交換等の比率に応じて調整するものとし、調整後1株未満の端数は切り捨てる。
    - (ウ) 権利行使に際して払い込むべき額  
承継前における価額と同額。
    - (エ) 権利行使期間  
承継前における権利行使期間に同じ。
    - (オ) その他の権利行使の条件  
原則として承継前における権利行使の条件と同じとし、詳細については当該株式交換等の際に当社の取締役会において定めるものとする。
    - (カ) 消却事由及び消却条件  
原則として承継前における消却事由・消却条件と同じとし、詳細については当該株式交換等の際に当社の取締役会において定めるものとする。
    - (キ) 新株予約権の譲渡制限  
完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

当社は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき新株予約権を発行しております。

	中間会計期間末現在 (平成18年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年2月28日)
新株予約権の数(個)	400 (注) 1	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	400	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	275,858 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	平成20年11月23日から 平成25年11月22日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 275,858 資本組入額 137,929	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 3	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整されるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株を発行または自己株式を処分するときは(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く)、次の算式により株式数を調整し、調整により生ずる1株の100分の1未満の端数は切り捨てることとします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

調整前行使価額は、2記載の調整前の行使価額を、調整後行使価額は同調整後の行使価額を意味します。

上記の他、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、その他、株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、株式数は適切に調整されるものとします。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分するときは(新株予約権及び新株引受権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、切り上げることとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとします。

上記の他、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、その他、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとします。

- 3 新株予約権の行使条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- ① 自己都合により辞任及び退職した場合には、新株予約権を行使できない。
- ② 新株予約権の行使時において、新株予約権者が、当社、当社子会社または当社グループ会社の取締役、監査役、使用人、その他これに準ずる地位にあることを要する。
- ③ 上記②の地位を喪失した場合でも、以下の各号に定める事由が認められる場合には、新株予約権を行使できるものとする。

- (ア) 当社又は当社子会社の取締役、監査役である新株予約権者が、任期満了を理由に退任した場合。
  - (イ) 当社又は当社子会社の使用人である新株予約権者が、会社都合により転籍した場合。
  - (ウ) 当社又は当社子会社の使用人である新株予約権者が、定年退職した場合。
  - (エ) 当社又は当社子会社の使用人である新株予約権者が、会社都合又は業務上の疾病により解雇された場合。
- ④ 新株予約権者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その相続人は新株予約権を行使できない。なお、新株予約権者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合には、その相続人は新株予約権を行使できるものとする。
- ⑤ その他の権利行使の条件は、新株予約権発行の当社第7回定時株主総会（平成18年9月22日開催）の決議及び取締役会（平成18年11月22日開催）の決議（以下、本決議と総称する）に基づき、別途当社と新株予約権の割当予定者との間で締結する「第6回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- ⑥ 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
- 4 組織再編行為時の取扱い
- 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転（以下、当該株式交換等という。）を行うときは、新株予約権にかかる義務を当該株式交換等により完全親会社となる会社に承継させる。ただし、当該株式交換にかかる株式交換契約書または当該株式移転にかかる株主総会決議において①に定める方針に沿った内容の定めがなされた場合に限る。
- ① 承継される新株予約権の内容の決定方針
- (ア) 目的たる完全親会社の株式の種類  
完全親会社が当該株式交換等に伴い発行する株式と同種類の株式。
  - (イ) 目的たる完全親会社の株式の数  
当該株式交換等の比率に応じて調整するものとし、調整後1株未満の端数は切り捨てる。
  - (ウ) 権利行使に際して出資される財産の価額  
承継前における価額と同額。
  - (エ) 権利行使期間  
承継前における権利行使期間に同じ。
  - (オ) その他の権利行使の条件  
原則として承継前における権利行使の条件と同じとし、詳細については当該株式交換等の際に当社の取締役会において定めるものとする。
  - (カ) 取得事由及び取得条件  
原則として承継前における取得事由・取得条件と同じとし、詳細については当該株式交換等の際に当社の取締役会において定めるものとする。
  - (キ) 新株予約権の譲渡制限  
完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。
- 5 新株予約権の取得条項に関する事項は次のとおりであります。
- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案について、株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
  - ② 当社は、当社普通株式の終値が、新株予約権の行使に際して出資される財産の1株当たりの金額（調整を行う場合は、調整後の行使価格。）の2分の1を継続して1年間下回るときは、新株予約権全てを無償で取得することができる。
  - ③ 当社は、新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、その新株予約権を無償で取得することができる。
  - ④ その他の取得条項に関する事項については、本決議に基づき、別途当社と新株予約権の割当予定者との間で締結する「第6回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成18年7月1日～ 平成18年12月31日 (注)	1,170	97,315	19,042	2,234,947	19,041	2,218,239

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

## (5) 【大株主の状況】

平成18年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社インターネット総合研究所	東京都新宿区西新宿1-26-2 新宿野村ビル 11階	38,564	39.62
大和証券エスエムビーシー株式会社	東京都千代田区丸の内1-8-1	11,531	11.84
大阪証券金融株式会社	大阪府大阪市中央区北浜2-4-6	1,778	1.82
株式会社サン・クロレラ	京都府京都市下京区烏丸通五条下る大坂町 369	1,260	1.29
SBIイー・トレード証券株式会社 自己融資口	東京都港区六本木1-6-1	725	0.74
大和証券株式会社	東京都千代田区大手町2-6-4	507	0.52
ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキ ュリティーズ(ジャパン) リミテ ッド(ビー・エヌ・ピー・パリバ 証券会社)	東京都千代田区大手町1-7-2 東京サンケ イビル	445	0.45
岩井証券株式会社	大阪市中央区北浜1-8-16	441	0.45
松井証券株式会社(一般信用 口)	東京都千代田区麹町1-4	402	0.41
サン・クロレラ販売株式会社	京都府京都市下京区烏丸通五条下る大坂町 369	400	0.41
計	—	56,053	57.55

(注) 前事業年度末現在主要株主であったソフトバンク・インターネットテクノロジー・ファンド2号は、当中間期末では主要株主ではなくなり、大和証券エスエムビーシー株式会社が新たに主要株主となりました。

## (6) 【議決権の状況】

### ① 【発行済株式】

平成18年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 97,315	97,315	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	97,315	—	—
総株主の議決権	—	97,315	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が3株(議決権3個)が含まれております。

### ② 【自己株式等】

平成18年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

## 2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成18年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	441,000	438,000	347,000	303,000	280,000	266,000
最低(円)	270,000	299,000	272,000	237,000	205,000	217,000

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所市場(ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」)におけるものです。

## 3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

### (1) 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
常務取締役	常務取締役 (コーポレートプランニング室 室長)	佐藤 康夫	平成19年1月1日

## 第5 【経理の状況】

### 1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間連結会計期間(平成17年7月1日から平成17年12月31日まで)は改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間(平成18年7月1日から平成18年12月31日まで)は改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間(平成17年7月1日から平成17年12月31日まで)は改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(平成18年7月1日から平成18年12月31日まで)は改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間(平成17年7月1日から平成17年12月31日まで)及び前中間会計期間(平成17年7月1日から平成17年12月31日まで)並びに当中間連結会計期間(平成18年7月1日から平成18年12月31日まで)及び当中間会計期間(平成18年7月1日から平成18年12月31日まで)の中間連結財務諸表及び中間財務諸表について、監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

# 1 【中間連結財務諸表等】

## (1) 【中間連結財務諸表】

### ① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年12月31日)		当中間連結会計期間末 (平成18年12月31日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成18年6月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1 現金及び預金		1,378,645		1,196,721		2,127,088	
2 売掛金		846,925		995,144		779,072	
3 有価証券		499,875		2,098,656		—	
4 たな卸資産		2,831		81,285		7,175	
5 その他		453,750		318,757		461,681	
流動資産合計		3,182,027	54.1	4,690,565	55.4	3,375,018	53.9
II 固定資産							
1 有形固定資産	※1						
(1) 建物	※2	1,387,666		1,433,703		1,456,355	
(2) 機械及び装置		400,732		460,011		394,281	
(3) 工具器具備品	※2	445,394		621,543		582,341	
(4) 建設仮勘定		17,700	2,251,493	598,500	3,113,758	—	2,432,978
2 無形固定資産							
(1) のれん		—		90,561		—	
(2) その他		31,275	31,275	30,998	121,560	30,809	30,809
3 投資その他の資産			420,899		540,222		424,489
固定資産合計		2,703,668	45.9	3,775,542	44.6	2,888,277	46.1
資産合計		5,885,695	100.0	8,466,107	100.0	6,263,296	100.0

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年12月31日)		当中間連結会計期間末 (平成18年12月31日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成18年6月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1 買掛金		457,845		405,885		322,373	
2 未払法人税等		—		771,236		15,768	
3 その他		254,768		155,011		157,285	
流動負債合計		712,614	12.1	1,332,132	15.7	495,427	7.9
II 固定負債							
1 長期設備投資未払金	※2	38,971		28,729		33,484	
固定負債合計		38,971	0.7	28,729	0.3	33,484	0.5
負債合計		751,585	12.8	1,360,862	16.0	528,912	8.4
(少数株主持分)							
少数株主持分		3,889	0.0	—	—	—	—
(資本の部)							
I 資本金		2,215,905	37.6	—	—	—	—
II 資本剰余金		2,199,198	37.4	—	—	—	—
III 利益剰余金		715,117	12.2	—	—	—	—
資本合計		5,130,221	87.2	—	—	—	—
負債、少数株主持分 及び資本合計		5,885,695	100.0	—	—	—	—
(純資産の部)							
I 株主資本							
1 資本金		—	—	2,234,947	26.5	2,215,905	35.5
2 資本剰余金		—	—	2,218,239	26.2	2,199,198	35.1
3 利益剰余金		—	—	2,647,491	31.3	1,316,483	21.0
株主資本合計		—	—	7,100,677	84.0	5,731,586	91.6
II 新株予約権		—	—	2,700	0.0	—	—
III 少数株主持分		—	—	1,867	0.0	2,797	0.0
純資産合計		—	—	7,105,245	84.0	5,734,383	91.6
負債純資産合計		—	—	8,466,107	100.0	6,263,296	100.0

② 【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)		当中間連結会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)				
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)			
I 売上高			3,275,008	100.0		4,166,479	100.0		7,294,063	100.0
II 売上原価			2,516,998	76.9		3,195,988	76.7		5,507,793	75.5
売上総利益			758,009	23.1		970,490	23.3		1,786,269	24.5
III 販売費及び一般管理費	※1		379,038	11.6		492,271	11.8		814,804	11.2
営業利益			378,971	11.5		478,218	11.5		971,464	13.3
IV 営業外収益										
1 受取利息		109			1,928			409		
2 業務受託収入		255			—			—		
3 その他		444	810	0.0	666	2,595	0.1	1,093	1,502	0.0
V 営業外費用										
1 支払利息		3,289			417			4,342		
2 新株発行費		16,906			—			16,906		
3 株式交付費		—			496			—		
4 為替差損		—			1,159			—		
5 その他		680	20,875	0.6	295	2,368	0.1	1,305	22,553	0.3
経常利益			358,906	10.9		478,445	11.5		950,413	13.0
VI 特別利益										
1 貸倒引当金戻入益		2,559			—			2,559		
2 合意解約金		—	2,559	0.1	1,756,500	1,756,500	42.2	—	2,559	0.0
VII 特別損失										
1 固定資産除却損	※2	30,553			436			32,843		
2 投資有価証券評価損		—			—			15,000		
3 本社移転費	※3	29,474	60,027	1.8	—	436	0.0	29,474	77,318	1.0
税金等調整前 中間(当期)純利益			301,438	9.2		2,234,509	53.7		875,655	12.0
法人税、住民税 及び事業税		958			751,410			2,017		
法人税等調整額		△147,422	△146,464	△4.5	153,020	904,430	21.7	△174,538	△172,521	△2.4
少数株主損失			1,110	0.0		929	0.0		2,202	0.0
中間(当期)純利益			449,014	13.7		1,331,008	32.0		1,050,379	14.4

③ 【中間連結剰余金計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
(資本剰余金の部)			
I			793,573
II			
1		1,405,625	1,405,625
III			2,199,198
(利益剰余金の部)			
I			266,103
II			
1		449,014	449,014
III			715,117

④ 【中間連結株主資本等変動計算書】

当中間連結会計期間(自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)

	株主資本				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計			
平成18年6月30日残高(千円)	2,215,905	2,199,198	1,316,483	5,731,586	—	2,797	5,734,383
中間連結会計期間中の変動額							
新株の発行	19,042	19,041		38,083			38,083
中間純利益			1,331,008	1,331,008			1,331,008
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)					2,700	△929	1,770
中間連結会計期間中の変動額合計(千円)	19,042	19,041	1,331,008	1,369,091	2,700	△929	1,370,861
平成18年12月31日残高(千円)	2,234,947	2,218,239	2,647,491	7,100,677	2,700	1,867	7,105,245

前連結会計年度(自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)

	株主資本				少数株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計		
平成17年6月30日残高(千円)	1,206,530	793,573	266,103	2,266,206	—	2,266,206
連結会計年度中の変動額						
新株の発行	1,009,375	1,405,625		2,415,000		2,415,000
当期純利益			1,050,379	1,050,379		1,050,379
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					2,797	2,797
連結会計年度中の変動額合計(千円)	1,009,375	1,405,625	1,050,379	3,465,379	2,797	3,468,176
平成18年6月30日残高(千円)	2,215,905	2,199,198	1,316,483	5,731,586	2,797	5,734,383

⑤ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 要約連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	(自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	(自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)
		金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー				
1 税金等調整前中間(当期)純利益		301,438	2,234,509	875,655
2 減価償却費		174,416	204,122	362,657
3 のれん償却		—	4,766	—
4 株式報酬費用		—	2,700	—
5 貸倒引当金の増減額(△は減少)		△2,559	8,254	△2,559
6 受取利息及び受取配当金		△109	△1,928	△409
7 支払利息		3,289	417	4,342
8 新株発行費		16,906	—	16,906
9 株式交付費		—	496	—
10 合意解約金		—	△1,756,500	—
11 固定資産除却損		30,553	436	32,843
12 投資有価証券評価損		—	—	15,000
13 本社移転費		29,474	—	29,474
14 売上債権の増加額		△238,285	△224,630	△174,551
15 たな卸資産の増加額		—	△50,059	—
16 仕入債務の増加額		149,542	83,512	20,918
17 前受金の減少額		△48,464	—	△71,617
18 未払消費税の増減額(△は減少)		△4,447	△19,405	6,069
19 その他		△34,919	△24,438	△31,391
小計		376,834	462,252	1,083,338
20 合意解約に伴う収入		—	1,756,500	—
21 利息及び配当金受取額		2	782	409
22 利息の支払額		△2,162	△417	△3,214
23 法人税等の支払額		△1,633	△2,176	△21,243
営業活動による キャッシュ・フロー		373,041	2,216,940	1,059,288

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 要約連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	(自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	(自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)
		金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
II 投資活動によるキャッシュ・フロー				
1 有価証券の取得による支出		—	△1,098,315	—
2 有形固定資産の取得による支出		△324,213	△843,741	△732,296
3 ソフトウェアの取得による支出		△12,769	△4,445	△16,546
4 投資有価証券の取得による支出		△172,500	△100,000	△172,500
5 投資有価証券の売却による収入		—	—	2,000
6 関係会社株式の取得による支出		—	△136,000	—
7 敷金の差入による支出		△243,303	—	△243,303
8 敷金の返金による収入		—	—	44,326
9 その他		—	—	△20,400
投資活動による キャッシュ・フロー		△752,786	△2,182,502	△1,138,720
III 財務活動によるキャッシュ・フロー				
1 短期借入金の純増減		△200,000	—	△200,000
2 割賦購入未払金の返済による支出		△160,590	△4,659	△212,337
3 新株の発行による収入		2,398,093	37,586	2,398,093
4 少数株主からの払込による収入		5,000	—	5,000
財務活動による キャッシュ・フロー		2,042,502	32,927	1,990,756
IV 現金及び現金同等物の増加額		1,662,757	67,365	1,911,324
V 合併受入に伴う現金同等物の増加額		—	2,267	—
VI 現金及び現金同等物の期首残高		215,763	2,127,088	215,763
VII 現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高		1,878,520	2,196,721	2,127,088

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	前連結会計年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)
1 連結の範囲に関する事項	子会社は、全て連結しております。 連結子会社の数 1社 連結子会社の名称 (株)ビービーエフ 平成17年10月3日の会社設立に伴い当中間連結会計期間より連結子会社となりました。	子会社は、全て連結しております。 連結子会社の数 1社 連結子会社の名称 (株)ビービーエフ	子会社は、全て連結しております。 連結子会社の数 1社 連結子会社の名称 (株)ビービーエフ 平成17年10月3日の会社設立に伴い当連結会計期間より連結子会社となりました。
2 持分法の適用に関する事項	持分法を適用しない関連会社の名称 (株)ブロードバンドピクチャーズ 持分法を適用しない理由 持分法非適用会社は、中間純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。	持分法を適用しない関連会社の名称 (株)ブロードバンドピクチャーズ 持分法を適用しない理由 同左	持分法を適用しない関連会社の名称 (株)ブロードバンドピクチャーズ 持分法を適用しない理由 持分法非適用会社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。
3 連結子会社の中間決算日(決算日)等に関する事項	連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。	同左	連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。
4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法  (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法	① 有価証券 a ー  b その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法 ② たな卸資産 a 商品 移動平均法による原価法 b 仕掛品 個別法による原価法 ① 有形固定資産 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 6～10年 機械及び装置 6～10年 工具器具備品 4～15年 ② 無形固定資産 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。	① 有価証券 a 満期保有目的の債券 償却原価法(利息法) b その他有価証券 時価のないもの 同左 ② たな卸資産 a 商品 同左  b 仕掛品 同左 ① 有形固定資産 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 6～18年 機械及び装置 5～11年 工具器具備品 4～15年 ② 無形固定資産 同左	① 有価証券 a ー  b その他有価証券 時価のないもの 同左 ② たな卸資産 a 商品 同左  b 仕掛品 同左 ① 有形固定資産 同左  ② 無形固定資産 同左

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	前連結会計年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)
(3) 重要な引当金の計上基準	<p>貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間については貸倒引当金の計上はありません。</p>	<p>貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しております。</p>	<p>貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しております。</p> <p>なお、当連結会計年度については貸倒引当金の計上はありません。</p>
(4) 重要なリース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	同左	同左
(5) その他中間連結財務諸表（連結財務諸表）作成のための重要な事項	<p>① 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>② 任意組合に関する会計処理 組合の最近の事業報告書の財産及び損益の状況に基づいて、組合の資産・負債・収益・費用を当社の持分割合に応じて計上しております。</p>	<p>① 消費税等の会計処理 同左</p> <p>② 任意組合に関する会計処理 同左</p>	<p>① 消費税等の会計処理 同左</p> <p>② 任意組合に関する会計処理 同左</p>
5 中間連結キャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書）における資金の範囲	<p>手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日又は償還日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資であります。</p>	同左	同左

会計処理の変更

前中間連結会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	前連結会計年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)
—	<p>(企業結合に係る会計基準等) 当中間連結会計期間から「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第7号)並びに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準適用指針第10号)を適用しております。</p> <p>(ストック・オプション等に関する会計基準等) 当中間連結会計期間から「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第8号)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号)を適用しております。 これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益が2,700千円減少しております。</p>	—

表示方法の変更

前中間連結会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)
—	<p>(中間連結損益計算書) 前中間連結会計期間において、営業外費用として表示しておりました「新株発行費」は、当中間連結会計期間から「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年8月11日 実務対応報告第19号)により「株式交付費」として表示する方法に変更しております。</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成17年12月31日)	当中間連結会計期間末 (平成18年12月31日)	前連結会計年度末 (平成17年6月30日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 1,152,521千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 1,531,135千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 1,336,092千円
※2 割賦契約により所有権が売主に留保された固定資産 (1) 本社設備、データセンターファシリティ設備及び電力設備並びにその周辺機器の一部について、割賦払いの方法で購入しているため、所有権が売主に留保されております。その帳簿価額の内訳は次のとおりであります。 建物 720,161千円 工具器具備品 113,298千円 計 833,460千円 (2) 上記に対応する債務 設備投資未払金 106,358千円 長期設備投資未払金 38,971千円 計 145,330千円	※2 割賦契約により所有権が売主に留保された固定資産 (1) 本社設備の一部について、割賦払いの方法で購入しているため、所有権が売主に留保されております。その帳簿価額の内訳は次のとおりであります。 建物 36,076千円 工具器具備品 4,777千円 計 40,854千円 (2) 上記に対応する債務 設備投資未払金 9,462千円 長期設備投資未払金 28,729千円 計 38,191千円	※2 割賦契約により所有権が売主に留保された固定資産 (1) 本社設備の一部について、割賦払いの方法で購入しているため、所有権が売主に留保されております。その帳簿価額の内訳は次のとおりであります。 建物 37,769千円 工具器具備品 5,088千円 計 42,858千円 (2) 上記に対応する債務 設備投資未払金 9,366千円 長期設備投資未払金 33,484千円 計 42,850千円

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	前連結会計年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)
※1 販売費及び一般管理費のうち 主要な費目及び金額 給与 113,123千円 業務委託料 61,661千円	※1 販売費及び一般管理費のうち 主要な費目及び金額 給与 135,756千円 業務委託料 74,272千円 賃借料 53,732千円 貸倒引当金繰入額 8,254千円	※1 販売費及び一般管理費のうち 主要な費目及び金額 給与 248,802千円 業務委託料 114,987千円
※2 固定資産除却損の内訳 建物 24,773千円 工具器具備品 5,779千円 計 30,553千円	※2 固定資産除却損の内訳 工具器具備品 436千円 計 436千円	※2 固定資産除却損の内訳 建物 25,478千円 工具器具備品 7,365千円 計 32,843千円
※3 本社移転費の内訳 有形固定資産 除却損 19,929千円 その他 9,544千円 計 29,474千円	※3 —	※3 本社移転費の内訳 有形固定資産 除却損 19,929千円 その他 9,544千円 計 29,474千円

## (中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間(自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)

## 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(株)	96,145	1,170	—	97,315

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

新株予約権の行使による増加 1,170株

## 2 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当中間連結会計期間末残高(千円)
			前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末	
提出会社	第6回新株予約権	普通株式	—	400	—	400	2,700
合計			—	400	—	400	2,700

(注) 1 目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載しております。

2 目的となる株式の数の変動事由の概要

第6回新株予約権の増加は、新株予約権の発行によるものであります。なお、当該新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

前連結会計年度(自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)

## 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	16,729	79,416	—	96,145

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

平成17年8月の公募増資による増加 2,500株

平成17年9月9日開催の取締役会決議により、平成17年11月18日付をもって株式1株を5株に分割したことによる増加 76,916株

## (中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	前連結会計年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)
1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金 1,378,645千円 有価証券 499,875千円 現金及び現金同等物 1,878,520千円	1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金 1,196,721千円 有価証券 1,000,000千円 現金及び現金同等物 2,196,721千円	1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金 2,127,088千円 現金及び現金同等物 2,127,088千円

## (リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	前連結会計年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)																																																								
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間期末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間期末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>中間連結会計期間期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>56,948</td> <td>5,932</td> <td>51,016</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>28,345</td> <td>8,375</td> <td>19,970</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>85,294</td> <td>14,307</td> <td>70,986</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間連結会計期間期末残高相当額 (千円)	機械及び装置	56,948	5,932	51,016	工具器具備品	28,345	8,375	19,970	合計	85,294	14,307	70,986	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>中間連結会計期間期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>56,948</td> <td>20,169</td> <td>36,779</td> </tr> <tr> <td>車両運搬具</td> <td>2,299</td> <td>287</td> <td>2,011</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>40,045</td> <td>15,809</td> <td>24,236</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>99,294</td> <td>36,266</td> <td>63,027</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間連結会計期間期末残高相当額 (千円)	機械及び装置	56,948	20,169	36,779	車両運搬具	2,299	287	2,011	工具器具備品	40,045	15,809	24,236	合計	99,294	36,266	63,027	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>56,948</td> <td>13,050</td> <td>43,898</td> </tr> <tr> <td>車両運搬具</td> <td>2,299</td> <td>41</td> <td>2,258</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>40,045</td> <td>11,800</td> <td>28,245</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>99,294</td> <td>24,892</td> <td>74,402</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)	機械及び装置	56,948	13,050	43,898	車両運搬具	2,299	41	2,258	工具器具備品	40,045	11,800	28,245	合計	99,294	24,892	74,402
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間連結会計期間期末残高相当額 (千円)																																																							
機械及び装置	56,948	5,932	51,016																																																							
工具器具備品	28,345	8,375	19,970																																																							
合計	85,294	14,307	70,986																																																							
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間連結会計期間期末残高相当額 (千円)																																																							
機械及び装置	56,948	20,169	36,779																																																							
車両運搬具	2,299	287	2,011																																																							
工具器具備品	40,045	15,809	24,236																																																							
合計	99,294	36,266	63,027																																																							
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)																																																							
機械及び装置	56,948	13,050	43,898																																																							
車両運搬具	2,299	41	2,258																																																							
工具器具備品	40,045	11,800	28,245																																																							
合計	99,294	24,892	74,402																																																							
(2) 未経過リース料中間連結会計期間期末残高相当額 1年以内 19,087千円 1年超 53,876千円 合計 72,963千円	(2) 未経過リース料中間連結会計期間期末残高相当額 1年以内 22,618千円 1年超 43,313千円 合計 65,932千円	(2) 未経過リース料期末残高相当額 1年以内 22,196千円 1年超 54,729千円 合計 76,925千円																																																								
(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 8,163千円 減価償却費相当額 8,665千円 支払利息相当額 1,247千円	(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 12,372千円 減価償却費相当額 11,374千円 支払利息相当額 1,378千円	(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 19,943千円 減価償却費相当額 19,476千円 支払利息相当額 2,754千円																																																								
(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左	(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左																																																								
(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	(5) 利息相当額の算定方法 同左	(5) 利息相当額の算定方法 同左																																																								

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末 (平成17年12月31日)

時価評価されていない主な有価証券

内容	中間連結貸借対照表計上額 (千円)
その他有価証券	
非上場株式	174,500
コマーシャルペーパー	499,875
合計	674,375

当中間連結会計期間末 (平成18年12月31日)

時価評価されていない主な有価証券

内容	中間連結貸借対照表計上額 (千円)
(1) 満期保有目的の債券	
その他	100,000
合計	100,000
(2) その他有価証券	
非上場株式	157,500
コマーシャルペーパー	1,098,656
合計	1,256,156

前連結会計年度末 (平成18年6月30日)

時価評価されていない主な有価証券

内容	連結貸借対照表計上額 (千円)
その他有価証券	
非上場株式	157,500
合計	157,500

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末 (平成17年12月31日)

当グループはデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

当中間連結会計期間末 (平成18年12月31日)

当グループはデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

前連結会計年度末 (平成18年6月30日)

当グループはデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当中間連結会計期間(自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)

1. 当該中間連結会計期間における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費の株式報酬費用 2,700千円

2. スtock・オプションの内容及び規模

会社名	提出会社
決議年月日	平成18年11月22日
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 22名
株式の種類及び付与数	普通株式 400株
付与日	平成18年11月23日
権利確定条件	定めておりません。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	平成20年11月23日 ～平成25年11月22日
権利行使価格	275,858円
付与日における公正な評価単価	126,522円

(注) 権利行使時において当社、当社子会社等の取締役、監査役、使用人等の地位にあることを要します。ただし、任期満了による退任、会社都合による退職等の事由にある場合はこの限りではありません。

(セグメント情報)

**【事業の種類別セグメント情報】**

前中間連結会計期間(自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)

全セグメントの売上高の合計、営業利益の合計額に占めるデータセンター事業の割合が、いずれも90%を超えるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)

全セグメントの売上高の合計、営業利益の合計額に占めるプラットフォーム事業の割合が、いずれも90%を超えるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)

全セグメントの売上高の合計、営業利益の合計額に占めるデータセンター事業の割合が、いずれも90%を超えるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

**【所在地別セグメント情報】**

前中間連結会計期間(自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)

在外子会社及び在外支店がないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)

在外子会社及び在外支店がないため、記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)

在外子会社及び在外支店がないため、記載を省略しております。

**【海外売上高】**

前中間連結会計期間(自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)

当中間連結会計期間において、海外売上高がないため、該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)

当中間連結会計期間において、海外売上高がないため、該当事項はありません。

前連結会計年度(自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)

当連結会計年度において、海外売上高がないため、該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当中間連結会計期間(自 平成18年 7 月 1 日 至 平成18年12月31日)

1. 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

名称：株式会社ブロードバンドタワーPE

事業の内容：ネットワーク構築、サーバ構築に伴うシステムインテグレーション事業

(2) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併(簡易合併・略式合併)方式であります。

(3) 結合後企業の名称

株式会社ブロードバンドタワー

(4) 取引の目的を含む取引の概要

① 合併の目的

株式会社ブロードバンドタワーPEは、プラットフォーム事業における付加価値サービスであるマネージドホスティング、ソリューションサービス等を提供しております。これらの事業は、当社にて推進しているプラットフォーム事業との事業統合を行うことでより効率的に事業展開が可能となるとの経営判断に至り合併いたしました。

② 合併の期日

平成18年10月 1 日

③ 合併比率ならびに合併交付金

当社の完全子会社との合併であり、新株式の発行及び資本金の増加ならびに合併交付金の支払いはありません。

2. 実施した会計処理の概要

本合併は、「企業結合に係る会計基準(企業会計審議会平成15年10月31日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成17年12月27日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

## (1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	前連結会計年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)
1株当たり純資産額 53,359円21銭	1株当たり純資産額 72,965円91銭	1株当たり純資産額 59,613円98銭
1株当たり 中間純利益 4,781円67銭	1株当たり 中間純利益 13,743円57銭	1株当たり 当期純利益 11,054円90銭
潜在株式調整後1株 当たり中間純利益 4,539円70銭	潜在株式調整後1株 当たり中間純利益 13,232円80銭	潜在株式調整後1株 当たり当期純利益 10,521円65銭

(注) 1 算定上の基礎

## (1) 1株当たり純資産額

	前中間連結会計期間末 (平成17年12月31日)	当中間連結会計期間末 (平成18年12月31日)	前連結会計年度末 (平成18年6月30日)
中間連結貸借対照表の純 資産の部の合計額(千円)	—	7,105,245	5,734,383
普通株式に係る純資産額 (千円)	—	7,100,677	5,731,586
差額の主な内訳			
新株予約権(千円)	—	2,700	—
少数株主持分(千円)	—	1,867	2,797
普通株式の発行済株式数 (株)	—	97,315	96,145
普通株式の自己株式数 (株)	—	—	—
1株当たり純資産額の算 定に用いられた普通株式 の数(株)	—	97,315	96,145

## (2) 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益

	前中間連結会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	前連結会計年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)
1株当たり中間(当期)純利益			
中間連結損益計算書上の 中間(当期)純利益(千円)	449,014	1,331,008	1,050,379
普通株式に係る 中間(当期)純利益(千円)	449,014	1,331,008	1,050,379
普通株主に帰属しない 金額(千円)	—	—	—
普通株式の期中平均 株式数(株)	93,903	96,846	95,015
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益			
中間(当期)純利益調整額 (千円)	—	—	—
普通株式増加数(株)	5,005	3,738	4,815
(うち新株予約権(株))	(5,005)	(3,738)	(4,815)
希薄化効果を有しないた め、潜在株式調整後1株 当たり中間(当期)純利益 の算定に含まれなかった 潜在株式の概要	—	第5回新株予約権(新 株予約権の数790個) 及び第6回新株予約権 (新株予約権の数400 個)	第5回新株予約権(新 株予約権の数880個)

## 2 株式分割について

当社は、平成17年11月18日付で普通株式1株に対し普通株式5株の割合で株式分割を行いました。

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	前連結会計年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)
<p>該当事項はありません。</p>	<p>該当事項はありません。</p>	<p>1 株式会社ライブドアとのデータセンターサービス契約の合意解約について</p> <p>当社は、平成18年6月28日開催の取締役会において、同日付で株式会社ライブドアとのデータセンターサービス契約を合意解約とし、係る契約の締結を決議いたしました。これにより、平成18年7月14日付で株式会社ライブドアより合意解約金1,756,500千円が支払われております。</p> <p>なお、解約の対象となりました関西第1サイトにつきましては、第8期連結会計年度中に開設する方針であります。</p> <p>2 子会社との合併</p> <p>当社は、平成18年8月23日開催の取締役会において、平成18年7月10日に子会社とした株式会社ブロードバンドタワーPEを、平成18年10月1日を合併期日として吸収合併することを決議いたしました。</p> <p>(1) 合併の目的</p> <p>株式会社ブロードバンドタワーPEは、データセンター事業における付加価値サービスであるマネージドホスティング、ソリューションサービス等を提供しております。これらの事業は、当社にて推進しているデータセンター事業との事業統合を行うことでより効率的に事業展開が可能となるとの経営判断に至り合併するものであります。</p> <p>(2) 合併の方法</p> <p>当社を存続会社とする吸収合併（簡易合併・略式合併）方式で、株式会社ブロードバンドタワーPEは解散いたします。</p> <p>(3) 合併により発行する株式の種類及び数、増加すべき資本金及び資本準備金の額</p> <p>当社は、株式会社ブロードバンドタワーPEの全ての株式を所有しておりますので、合併に際して新株式の発行及び資本金、資本準備金の増加は行わないこととします。</p> <p>(4) 財産の引継ぎ</p> <p>当社は、株式会社ブロードバンドタワーPEの平成18年8月31日現在の貸借対照表及び財産目録を基礎とし、合併期日において、その資産、負債及び権利義務の一切を引き継ぎます。</p>

(2) 【その他】

該当事項はありません。

## 2 【中間財務諸表等】

### (1) 【中間財務諸表】

#### ① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年12月31日)		当中間会計期間末 (平成18年12月31日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成18年6月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1 現金及び預金		1,267,667		1,160,586		2,063,780	
2 売掛金		846,191		976,071		751,519	
3 有価証券		499,875		2,098,656		—	
4 たな卸資産		—		75,867		—	
5 その他		454,791		317,717		462,423	
流動資産合計		3,068,525	52.0	4,628,900	54.2	3,277,724	52.0
II 固定資産							
1 有形固定資産	※1						
(1) 建物	※2	1,387,666		1,433,703		1,456,355	
(2) 機械及び装置		400,732		460,011		394,281	
(3) 工具器具備品	※2	445,394		621,543		582,341	
(4) 建設仮勘定		17,700		598,500		—	
有形固定資産合計		2,251,493		3,113,758		2,432,978	
2 無形固定資産		19,675		112,360		20,409	
3 投資その他の資産		565,631		684,955		569,221	
固定資産合計		2,836,800	48.0	3,911,074	45.8	3,022,609	48.0
資産合計		5,905,326	100.0	8,539,975	100.0	6,300,334	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年12月31日)		当中間会計期間末 (平成18年12月31日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成18年6月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1 買掛金		457,021		395,917		301,983	
2 設備投資未払金	※2	137,530		82,956		43,659	
3 未払法人税等		—		770,933		—	
4 その他	※3	109,335		67,117		125,669	
流動負債合計		703,887	11.9	1,316,925	15.4	471,313	7.5
II 固定負債							
1 長期設備投資未払金	※2	38,971		28,729		33,484	
固定負債合計		38,971	0.7	28,729	0.3	33,484	0.5
負債合計		742,858	12.6	1,345,654	15.7	504,797	8.0
(資本の部)							
I 資本金		2,215,905	37.5	—	—	—	—
II 資本剰余金							
1 資本準備金		2,199,198		—		—	
資本剰余金合計		2,199,198	37.2	—	—	—	—
III 利益剰余金							
1 中間未処分利益		747,364		—		—	
利益剰余金合計		747,364	12.7	—	—	—	—
資本合計		5,162,467	87.4	—	—	—	—
負債及び資本合計		5,905,326	100.0	—	—	—	—

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年12月31日)		当中間会計期間末 (平成18年12月31日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成18年6月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
I 株主資本							
1 資本金		—	—	2,234,947	26.2	2,215,905	35.2
2 資本剰余金							
(1) 資本準備金		—		2,218,239		2,199,198	
資本剰余金合計		—	—	2,218,239	26.0	2,199,198	34.9
3 利益剰余金							
(1) その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		—		2,738,434		1,380,433	
利益剰余金合計		—	—	2,738,434	32.1	1,380,433	21.9
株主資本合計		—	—	7,191,620	84.3	5,795,536	92.0
II 新株予約権		—	—	2,700	0.0	—	
純資産合計		—	—	7,194,320	84.3	5,795,536	92.0
負債純資産合計		—	—	8,539,975	100.0	6,300,334	100.0

② 【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)		当中間会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)	
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)
I 売上高		3,274,752	100.0	4,078,111	100.0	7,223,773	100.0
II 売上原価		2,515,435	76.8	3,123,102	76.6	5,445,895	75.4
売上総利益		759,317	23.2	955,009	23.4	1,777,878	24.6
III 販売費及び一般管理費		348,642	10.7	452,774	11.1	742,846	10.3
営業利益		410,675	12.5	502,235	12.3	1,035,031	14.3
IV 営業外収益		891	0.0	5,671	0.1	1,899	0.0
V 営業外費用	※1	19,375	0.6	1,684	0.0	20,557	0.2
経常利益		392,191	11.9	506,221	12.4	1,016,373	14.1
VI 特別利益	※2	2,559	0.1	1,756,500	43.1	2,559	0.0
VII 特別損失		60,027	1.8	436	0.0	77,318	1.1
税引前中間(当期) 純利益		334,723	10.2	2,262,285	55.5	941,614	13.0
法人税、住民税 及び事業税		885		751,263		1,823	
法人税等調整額		△147,422	△4.5	153,020	22.2	△174,538	△2.4
中間(当期)純利益		481,260	14.7	1,358,000	33.3	1,114,329	15.4
前期繰越利益		266,103		—		—	
中間未処分利益		747,364		—		—	

③ 【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間(自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計		
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金			
平成18年6月30日残高(千円)	2,215,905	2,199,198	1,380,433	5,795,536	—	5,795,536
中間会計期間中の変動額						
新株の発行	19,042	19,041		38,083		38,083
中間純利益			1,358,000	1,358,000		1,358,000
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)					2,700	2,700
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	19,042	19,041	1,358,000	1,396,083	2,700	1,398,784
平成18年12月31日残高(千円)	2,234,947	2,218,239	2,738,434	7,191,620	2,700	7,194,320

前事業年度(自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
平成17年6月30日残高(千円)	1,206,530	793,573	266,103	2,266,206	2,266,206
事業年度中の変動額					
新株の発行	1,009,375	1,405,625		2,415,000	2,415,000
当期純利益			1,114,329	1,114,329	1,114,329
事業年度中の変動額合計(千円)	1,009,375	1,405,625	1,114,329	3,529,329	3,529,329
平成18年6月30日残高(千円)	2,215,905	2,199,198	1,380,433	5,795,536	5,795,536



項目	前中間会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	前事業年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)
5 その他中間財務諸表 (財務諸表)作成のため の基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理 は、税抜方式によって おります。 (2) 任意組合に関する会 計処理 組合の最近の事業報 告書又は中間事業報告 書の財産及び損益の状 況に基づいて、組合の 資産・負債・収益・費 用を当社の持分割合に 応じて計上しております。	(1) 消費税等の会計処理 同左  (2) 任意組合に関する会 計処理 同左	(1) 消費税等の会計処理 同左  (2) 任意組合に関する会 計処理 同左

会計処理の変更

前中間会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	前事業年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)
<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当中間会計期間から「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。</p>	<p>(企業結合に係る会計基準等) 当中間会計期間から「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第7号)並びに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準適用指針第10号)を適用しております。</p> <p>(ストック・オプション等に関する会計基準等) 当中間会計期間から「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第8号)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号)を適用しております。 これにより、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益が2,700千円減少しております。</p>	<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当事業年度から「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。 なお、従来「資本の部」の合計に相当する金額は5,795,536千円です。 財務諸表等規則の改正により、当事業年度は、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成17年12月31日)	当中間会計期間末 (平成18年12月31日)	前事業年度末 (平成18年6月30日)
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 1,152,521千円</p> <p>※2 割賦契約により所有権が売主に留保された固定資産 (1) 本社設備、データセンターファシリティ設備及び電力設備並びにその周辺機器の一部について、割賦払いの方法で購入しているため、所有権が売主に留保されております。その帳簿価額の内訳は次のとおりであります。 建物 720,161千円 工具器具備品 113,298千円 計 833,460千円 (2) 上記に対応する債務 設備投資未払金 106,358千円 長期設備投資未払金 38,971千円 計 145,330千円</p> <p>※3 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債のその他として表示しております。</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 1,531,135千円</p> <p>※2 割賦契約により所有権が売主に留保された固定資産 (1) 本社設備の一部について、割賦払いの方法で購入しているため、所有権が売主に留保されております。その帳簿価額の内訳は次のとおりであります。 建物 36,076千円 工具器具備品 4,777千円 計 40,854千円 (2) 上記に対応する債務 設備投資未払金 9,462千円 長期設備投資未払金 28,729千円 計 38,191千円</p> <p>※3 消費税等の取扱い 同左</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 1,336,092千円</p> <p>※2 割賦契約により所有権が売主に留保された固定資産 (1) 本社設備の一部について、割賦払いの方法で購入しているため、所有権が売主に留保されております。その帳簿価額の内訳は次のとおりであります。 建物 37,769千円 工具器具備品 5,088千円 計 42,858千円 (2) 上記に対応する債務 設備投資未払金 9,366千円 長期設備投資未払金 33,484千円 計 42,850千円</p> <p>※3 -</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	前事業年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)
<p>※1 営業外費用の主要項目 支払利息 3,289千円</p> <p>※2 -</p> <p>3 減価償却実施額 有形固定資産 171,304千円 無形固定資産 2,711千円</p>	<p>※1 営業外費用の主要項目 支払利息 417千円</p> <p>※2 特別利益の主要項目 合意解約金 1,756,500千円</p> <p>3 減価償却実施額 有形固定資産 199,866千円 無形固定資産 7,822千円</p>	<p>※1 営業外費用の主要項目 支払利息 4,342千円</p> <p>※2 -</p> <p>3 減価償却実施額 有形固定資産 355,303千円 無形固定資産 5,754千円</p>

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)

該当事項はありません。

前事業年度(自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)

該当事項はありません。

## (リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	前事業年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)																																																								
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>中間期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>56,948</td> <td>5,932</td> <td>51,016</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>28,345</td> <td>8,375</td> <td>19,970</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>85,294</td> <td>14,307</td> <td>70,986</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)	機械及び装置	56,948	5,932	51,016	工具器具備品	28,345	8,375	19,970	合計	85,294	14,307	70,986	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>中間期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>56,948</td> <td>20,169</td> <td>36,779</td> </tr> <tr> <td>車両運搬具</td> <td>2,299</td> <td>287</td> <td>2,011</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>40,045</td> <td>15,809</td> <td>24,236</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>99,294</td> <td>36,266</td> <td>63,027</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)	機械及び装置	56,948	20,169	36,779	車両運搬具	2,299	287	2,011	工具器具備品	40,045	15,809	24,236	合計	99,294	36,266	63,027	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>56,948</td> <td>13,050</td> <td>43,898</td> </tr> <tr> <td>車両運搬具</td> <td>2,299</td> <td>41</td> <td>2,258</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>40,045</td> <td>11,800</td> <td>28,245</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>99,294</td> <td>24,892</td> <td>74,402</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)	機械及び装置	56,948	13,050	43,898	車両運搬具	2,299	41	2,258	工具器具備品	40,045	11,800	28,245	合計	99,294	24,892	74,402
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)																																																							
機械及び装置	56,948	5,932	51,016																																																							
工具器具備品	28,345	8,375	19,970																																																							
合計	85,294	14,307	70,986																																																							
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)																																																							
機械及び装置	56,948	20,169	36,779																																																							
車両運搬具	2,299	287	2,011																																																							
工具器具備品	40,045	15,809	24,236																																																							
合計	99,294	36,266	63,027																																																							
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)																																																							
機械及び装置	56,948	13,050	43,898																																																							
車両運搬具	2,299	41	2,258																																																							
工具器具備品	40,045	11,800	28,245																																																							
合計	99,294	24,892	74,402																																																							
(2) 未経過リース料中間期末残高相当額 1年以内 19,087千円 1年超 53,876千円 合計 72,963千円	(2) 未経過リース料中間期末残高相当額 1年以内 22,618千円 1年超 43,313千円 合計 65,932千円	(2) 未経過リース料期末残高相当額 1年以内 22,196千円 1年超 54,729千円 合計 76,925千円																																																								
(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 8,163千円 減価償却費相当額 8,665千円 支払利息相当額 1,247千円	(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 12,372千円 減価償却費相当額 11,374千円 支払利息相当額 1,378千円	(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 19,943千円 減価償却費相当額 19,476千円 支払利息相当額 2,754千円																																																								
(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左	(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左																																																								
(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	(5) 利息相当額の算定方法 同左	(5) 利息相当額の算定方法 同左																																																								

(有価証券関係)

前中間会計期間末(平成17年12月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものは、ありません。

当中間会計期間末(平成18年12月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものは、ありません。

前事業年度末(平成18年6月30日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものは、ありません。

(企業結合等関係)

当中間会計期間(自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)

(1)「中間連結財務諸表 注記事項(企業結合等関係)」に記載のとおりであります。

## (1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	前事業年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)				
1株当たり純資産額 53,694円60銭 1株当たり 中間純利益 5,125円07銭 潜在株式調整後1株 当たり中間純利益 4,865円72銭	1株当たり純資産額 73,900円43銭 1株当たり 中間純利益 14,022円29銭 潜在株式調整後1株 当たり中間純利益 13,501円16銭	1株当たり純資産額 60,279円13銭 1株当たり 当期純利益 11,727円95銭 潜在株式調整後1株 当たり当期純利益 11,162円23銭				
<p>当社は、平成17年11月18日付で株式1株につき5株の株式分割を行っております。なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報については、それぞれ以下のとおりとなります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>前中間会計期間</th> <th>前事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1株当たり純資産額 23,943円68銭 1株当たり中間純利益 4,156円29銭</td> <td>1株当たり純資産額 27,093円15銭 1株当たり当期純利益 7,360円16銭</td> </tr> </tbody> </table>			前中間会計期間	前事業年度	1株当たり純資産額 23,943円68銭 1株当たり中間純利益 4,156円29銭	1株当たり純資産額 27,093円15銭 1株当たり当期純利益 7,360円16銭
前中間会計期間	前事業年度					
1株当たり純資産額 23,943円68銭 1株当たり中間純利益 4,156円29銭	1株当たり純資産額 27,093円15銭 1株当たり当期純利益 7,360円16銭					

(注) 算定上の基礎

## 1 1株当たり純資産額

項目	前中間会計期間末 (平成17年12月31日)	当中間会計期間末 (平成18年12月31日)	前事業年度末 (平成18年6月30日)
中間貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	—	7,194,320	5,795,536
普通株式に係る純資産額(千円)	—	7,191,620	5,795,536
差額の主な内訳(千円)			
新株予約権(千円)	—	2,700	—
普通株式の発行済株式数(株)	—	97,315	96,145
普通株式の自己株式数(株)	—	—	—
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	—	97,315	96,145

2 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益

項目	前中間会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	前事業年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)
1株当たり中間(当期)純利益			
中間損益計算書上の中間(当期)純利益(千円)	481,260	1,358,000	1,114,329
普通株式に係る中間(当期)純利益(千円)	481,260	1,358,000	1,114,329
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—	—
普通株式の期中平均株式数(株)	93,903	96,846	95,015
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益			
中間(当期)純利益調整額(千円)	—	—	—
普通株式増加数(株)	5,005	3,738	4,815
(うち新株予約権(株))	(5,005)	(3,738)	(4,815)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	—	第5回新株予約権(新株予約権の数790個)及び第6回新株予約権(新株予約権の数400個)	第5回新株予約権(新株予約権の数880個)

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	前事業年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。	<p>1 株式会社ライブドアとのデータセンターサービス契約の合意解約について</p> <p>当社は、平成18年6月28日開催の取締役会において、同日付で株式会社ライブドアとのデータセンターサービス契約を合意解約とし、係る契約の締結を決議いたしました。これにより、平成18年7月14日付で株式会社ライブドアより合意解約金1,756,500千円が支払われております。</p> <p>なお、解約の対象となりました関西第1サイトにつきましては、第8期事業年度中に開設する方針であります。</p> <p>2 子会社との合併</p> <p>当社は、平成18年8月23日開催の取締役会において、平成18年7月10日に子会社とした株式会社ブロードバンドタワーPEを、平成18年10月1日を合併期日として吸収合併することを決議いたしました。</p> <p>(1) 合併の目的</p> <p>株式会社ブロードバンドタワーPEは、データセンター事業における付加価値サービスであるマネージドホスティング、ソリューションサービス等を提供しております。これらの事業は、当社にて推進しているデータセンター事業との事業統合を行うことでより効率的に事業展開が可能となるとの経営判断に至り合併するものであります。</p> <p>(2) 合併の方法</p> <p>当社を存続会社とする吸収合併（簡易合併・略式合併）方式で、株式会社ブロードバンドタワーPEは解散いたします。</p> <p>(3) 合併により発行する株式の種類及び数、増加すべき資本金及び資本準備金の額</p> <p>当社は、株式会社ブロードバンドタワーPEの全ての株式を所有しておりますので、合併に際して新株式の発行及び資本金、資本準備金の増加は行わないこととします。</p> <p>(4) 財産の引継ぎ</p> <p>当社は、株式会社ブロードバンドタワーPEの平成18年8月31日現在の貸借対照表及び財産目録を基礎とし、合併期日において、その資産、負債及び権利義務の一切を引き継ぎます。</p>

(2) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)の規定に基づく臨時報告書を平成18年8月31日関東財務局長に提出。

(2) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第7期(自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)平成18年9月25日関東財務局長に提出。

(3) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)の規定に基づく臨時報告書を平成19年3月15日関東財務局長に提出。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成18年3月10日

株式会社 ブロードバンドタワー  
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 安 浪 重 樹 ⑨

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 三 富 康 史 ⑨

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ブロードバンドタワーの平成17年7月1日から平成18年6月30日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成17年7月1日から平成17年12月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ブロードバンドタワー及び連結子会社の平成17年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成17年7月1日から平成17年12月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 追記情報

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載のとおり、会社は当中間連結会計期間から固定資産の減損に係る会計基準が適用されることとなったため、この会計基準を適用し中間連結財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成19年3月9日

株式会社 ブロードバンドタワー  
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 井 上 隆 司 ⑩

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 三 富 康 史 ⑩

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ブロードバンドタワーの平成18年7月1日から平成19年6月30日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年7月1日から平成18年12月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ブロードバンドタワー及び連結子会社の平成18年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年7月1日から平成18年12月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成18年3月10日

株式会社 ブロードバンドタワー  
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 安 浪 重 樹 ⑩

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 三 富 康 史 ⑩

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ブロードバンドタワーの平成17年7月1日から平成18年6月30日までの第7期事業年度の中間会計期間(平成17年7月1日から平成17年12月31日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ブロードバンドタワーの平成17年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成17年7月1日から平成17年12月31日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 追記情報

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載のとおり、会社は当中間会計期間から固定資産の減損に係る会計基準が適用されることとなったため、この会計基準を適用し中間財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成19年3月9日

株式会社 ブロードバンドタワー  
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 井上隆司 ⑩

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 三富康史 ⑩

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ブロードバンドタワーの平成18年7月1日から平成19年6月30日までの第8期事業年度の中間会計期間(平成18年7月1日から平成18年12月31日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ブロードバンドタワーの平成18年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成18年7月1日から平成18年12月31日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。